

特定費目の代金の確定に関する特約条項

(特定費目の代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金のうち、別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項に定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(実績額の報告)

第2条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書（特定費目のみ）を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前項の規定による実績額報告書の提出期限は、別に示す。

3 前項の提出期限までに実績額が確定しないと予想される場合においても乙は、確定している特定費目につき第1項の例により、実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて当該提出期限までに甲に提出しなければならない。この場合においては実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

(代金の確定)

第3条 乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という）の合計額の確定については次の各号によるものとする。

(1) 実績額の合計額が特定費目の金額に達しない場合、当該差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額をもって乙に支払う代金として確定する。

(2) 実績額の合計額が特定費目の金額と等しい場合、契約金額をもって乙に支払う代金として確定する。

(3) 特定費目が外貨建てのものであって、実績額の合計額が特定費目の金額の合計額を超える場合、超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について為替差損を乙の負担としないことを基本として甲乙協議し、原則として契約金額の範囲内において、措置するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による契約金額から減額した金額をもって代金を確定する

場合は、契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとし、実績額が特定費目の金額を超える場合は、前項の協議の結果をまって所要の措置をとるものとする。

(代金の確定等の特例)

第4条 甲は、第2条第3項の規定による実績価格報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については、甲が適当と認める金額を確定した金額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、要確定費目金額表に係る特定費目若しくは品目及び数量を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先立ち、その措置について協議するものとする。

実績額を証する書類（外貨建ての場合）

1 C & F 価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売業者を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸出業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの）並びに船会社航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券、航空貨物運送状

2 機能及び寸法検査費用（再梱包費用を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工費用を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

3 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

4 為替相場

外国為替公認銀行が対外支払勘定の円貨による決済金額請求の際発行する計算書類

5 その他甲が必要と認める書類